

財政援助団体等監査、 指定管理者監査 結果報告(令和2年度)

令和2年度の「市が補助金等を交付している団体などを監査する財政援助団体等監査」、「公の施設の管理に関する指定管理者監査」を実施しました。

その結果を1月28日に市長と市議会へ報告しましたので、概要をお知らせします。

亀山市監査委員 渡部 満
同 今岡 翔平
同 国分 純

問合せ先 監査委員事務局監査グループ(☎84-5051)

財政援助団体等監査

<監査実施日>

令和2年11月16日、17日

<監査対象期間>

平成31年4月1日～令和2年3月31日

<監査対象>

対象団体	所管課
亀山市土地開発公社	産業建設部用地管理課
公益社団法人 亀山市シルバー人材センター	健康福祉部長寿健康課
亀山駅周辺地区・4A ブロック再開発協議会	産業建設部都市整備課
社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	健康福祉部地域福祉課
公益財団法人 亀山市地域社会振興会	生活文化部文化スポーツ課

<監査の方針>

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施

<監査の結果>

おおむね適正に処理されていた。

<意見>

【公益社団法人亀山市シルバー人材センター】

- ・会員の健康を守るために、健康状態をできる限り把握し、健康管理に努められたい。
- ・年次有給休暇の取得について、計画的な取得を推奨されたい。

【社会福祉法人亀山市社会福祉協議会】

- ・毎年、車両事故が見受けられる。さらなる交通安全意識の徹底を図り、交通事故の防止に努められたい。
- ・職務能率の発揮および増進のために、職員研修を実施し、人材育成に努められたい。

【公益財団法人亀山市地域社会振興会】

- ・現金出納簿について、関係課と協議の上、事務の簡素化・効率化を図られたい。

指定管理者監査

<監査実施日>

令和2年11月24日、25日

<監査対象期間>

令和元年度、令和2年度(4月1日～9月30日)

<監査対象>

対象団体(施設)	所管課
井田川地区南まちづくり協議会 (井田川地区南コミュニティセンター)	生活文化部 まちづくり協働課
城東地区まちづくり協議会 (城東地区コミュニティセンター)	
御幸地区まちづくり協議会 (御幸地区コミュニティセンター)	
昼生小学校区放課後児童クラブ遊友 クラブ運営委員会 (昼生小学校区放課後児童クラブ)	健康福祉部 子ども未来課
三幸・スポーツマックス共同事業体 (亀山市運動施設)	生活文化部 文化スポーツ課

<監査の方針>

管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施

<監査の結果>

おおむね適正に処理されていた。

<指摘事項>

【所管課:健康福祉部子ども未来課】

- ・基本協定書第15条第2項に規定される審査基準等が定められていない。適正に処理されたい。

<意見>

【所管課:生活文化部まちづくり協働課】

- ・支出科目について、内規の整備により統一した事務処理に努めるよう指導されたい。
- ・防災規程で「年1回防災訓練を実施しなければならない」としているため、実施するよう指導されたい。
- ・施設の使用許可に対するマニュアルを作成されたい。
- ・城東地区コミュニティセンターについて、利用者の安全確保のために、緊急時の避難方法を検討されたい。

【昼生小学校区放課後児童クラブ遊友クラブ運営委員会】

- ・労務管理のため、任用に係る書類を作成されたい。

【所管課:健康福祉部子ども未来課】

- ・現金および預金通帳の保管については、施錠可能な場所で保管するよう指導されたい。

【所管課:生活文化部文化スポーツ課】

- ・コロナ禍のために施設を閉鎖したことから、基本協定書第30条に基づき、指定管理料の変更について協議されたい。